

ワンちゃん/ネコちゃんのペット保険

うちの子

[ペット医療費用保険]

ご契約のしおり

ご契約内容の各種手続きや保険金のお受取りまでの流れ等、ご留意いただきたいことをご説明しております。ご一読いただき、契約満了まで大切に保管してください。

ご契約について

商品の仕組み	P1
補償内容	P2
保険期間	P4
保険料と割引について	P4
自動継続	P4
保険料の払込み	P5
解除・失効と返還保険料	P6
対象ペットの死亡と返還保険料	P7
契約者情報等の変更	P7
親族登録制度	P7

保険金のご請求について

保険金請求手続きの流れ	P9
保険利用回数の管理について	P9
窓口精算	P10
直接請求	P11
ペット賠償責任特約	P12

個人情報・制度について

個人情報の取扱い	P15
会社破綻時の取扱い	P15
ご相談・苦情に関するお問合せ窓口	P15

引受
保険会社 **ipet** アイペット損害保険株式会社

第一生命グループ

一般社団法人全国ペット協会 オフィシャルスポンサー
公益社団法人日本獣医師会 法人賛助会員

コンタクトセンターお客さま総合ダイヤル

通話
無料 **0800-919-1525**

クイック わんこにゃんこ

受付時間

月~土 9:00-18:00

ビジネスフォン・IP電話 [有料] **03-4235-5339**

※日・祝休日・年末年始はお休みさせていただきます

WEBからのお問合せ

当社WEBサイト内「各種お問合せ窓口」から

アイペット 問合せ

検索

<https://www.ipet-ins.com/contact/>



用語の説明

カ	解除	保険契約者の申し出があった場合や、保険契約者が保険契約上の義務を履行されなかった場合に、保険会社が保険契約を終了させることをいいます。 【例】解約（保険契約者の申し出により、契約期間の途中で保険契約を解除すること）、告知義務違反、初回保険料の未払い等
キ	記名被保険者	対象ペットの飼い主（個人）の方で、保険証券等に記載の方をいいます。
コ	告知事項	重要な事項のうち、「保険契約申込書/告知書/意向確認書」の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。
シ	失効	保険契約の全部または一部の効力を、その時以降将来に向かって失うことをいいます。 【例】対象ペットの死亡、保険料の未払い等
	支払限度日数（回数）	保険証券等に記載の、通院・入院・手術ごとに定める保険金をお支払いできる限度日数（手術の場合は限度回数）をいいます。
	支払限度額	保険証券等に記載の、通院・入院・手術ごとに定める保険金をお支払いできる限度額をいいます。
	傷病	傷害（ケガ）・・・急激かつ偶然な外来の事故によって対象ペットの身体に被った傷害をいいます。なお、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食物中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 疾病（病気）・・・獣医学の水準から判断して、対象ペットの身体の状態が異常であると診断される身体の障害であって、傷害以外の場合をいいます。 中毒症状・・・継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
タ	対象ペット	保険証券等に記載の、保険の対象となる犬・猫をいいます。

ト	動物病院	獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）に定める診療施設をいいます。
ハ	払込期日	保険契約者に保険料を払込みいただく期日をいいます。
ヒ	被保険者	主に対象ペットの飼い主の方で、補償を受けられる方（保険金を請求できる方）をいいます。
ホ	保険金	支払事由が生じた場合に、実際に当社がお支払いする金銭をいいます。
	保険契約者	保険契約をお申込みになる方で、保険契約上の様々な権利・義務（保険料の支払義務等）を有します。
	保険証券	対象ペット、保険契約者、被保険者、支払限度額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものの（マイページ上のWEB保険証券を含みます）をいいます。
	保険料	ご契約いただく保険の内容にもとづき、保険契約者から当社に払込みいただく金銭のことです。
	補償開始日	保険期間の初日であり、「始期日」をいいます。
	補償割合	保険事故により生じた損害の額に対して、保険金として支払われるべき金額の割合をいいます。
マ	満期日	保険期間の末日をいいます。
	満期解約	満期日をもって契約が終了することをいいます。
ミ	未經過期間	保険期間の途中で、解除等が発生した場合、その解除等の日の翌日から保険期間の末日までの期間をいいます。
ム	無効	保険契約のすべての効力が、保険契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
ヤ	約款（やっかん）	契約内容を具体的に記したもので、普通保険約款と特約があります。

ご契約について

☑ 商品の仕組み

ペット保険「うちの子」の対象となるペット（以下、「対象ペット」といいます）は、コンパニオンアニマル（愛がん動物または伴侶動物）として飼育することを目的とした犬*または猫です。対象ペットが保険期間中に傷病を被り、日本国内の動物病院で診療を受けた場合に、被保険者さまが負担した診療費について所定の範囲内で補償します。

対象ペットは、補償開始日時点における年齢が12歳11か月までとします。

*身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に定める盲導犬・介助犬および聴導犬を含みます。

通院とは	<p>診療が必要な場合において、対象ペットを動物病院に通わせ、診療を受けることをいいます。 >>> 1日に2回以上通院した場合であっても、「通院1日」の支払限度額の適用となります。</p>	
入院とは	<p>診療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、対象ペットを動物病院に入れ、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。 >>> 日帰り入院の場合は、「入院1日」の適用となります。</p>	
手術とは	<p>診療を目的とし、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除・摘出等の処置を施すことをいい、全身麻酔を用いた次のいずれかの処置も含むものとします。 ① 歯科処置 ② 整形外科疾患の非観血的処置 ③ 食道・胃等における異物除去目的または組織採取目的のための内視鏡的処置</p> <p>【手術回数の適用について】 「手術の定義」に該当し、かつ「通院」または「入院」の支払限度額を超えない場合は、手術回数を適用せず、通院または入院日数のみを適用します。</p> <p>>>> 保険金（手術費含む）>通院・入院の支払限度額→手術回数を適用します。 >>> 保険金（手術費含む）≤通院・入院の支払限度額→手術回数は適用しません。</p>	
	「手術の定義」に該当する例	「手術の定義」に該当しない例
	<ul style="list-style-type: none"> ・全身麻酔下における骨折のギプス固定 ・異物誤飲により、全身麻酔下において内視鏡で除去する処置 ・歯肉炎に対する全身麻酔下のスケーリング ・全身麻酔下における内視鏡による組織生検 	<ul style="list-style-type: none"> ・術前検査・術後の経過観察（抜糸等）のみの通院

ペット保険「うちの子」新規ご契約条件

- ① 保険の対象となるペットが、コンパニオンアニマル（愛がん動物または伴侶動物）として飼育される犬*または猫であること。
* 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に定める盲導犬・介助犬および聴導犬を含みます。
- ② 補償開始日時点におけるペット年齢が0歳～12歳11か月であること。
- ③ 保険契約者が、日本国内に在住の個人または法人であること。

! 告知内容により、お引受けできない場合や、特定の病気や体の部位については補償しないといった条件でのお引受けとなる場合があります。
 ・既に当該ペットが他のペット保険に加入している場合は、当商品にお申込みできない場合があります。
 ・保険契約者が15歳未満の場合はお申込みできません。また、18歳未満の場合は親権者の同意が必要となる場合があります。

☑ 補償内容

保険金をお支払いする主な場合

対象ペットが保険期間中に傷病を被り、日本国内の動物病院で診療を受けた場合に、保険金をお支払いします。なお、保険金は、補償の対象となる診療費に補償割合を乗じた額、かつ保険証券等記載の支払限度額および支払限度日数（回数）の範囲内でお支払いします。

補償プラン	70%プラン	50%プラン
補償割合	70%	50%
通院 [支払限度額・日数]	1日あたり 12,000円 まで [年間 22日 まで]	1日あたり 12,000円 まで [年間 22日 まで]
入院 [支払限度額・日数]	1日あたり 30,000円 まで [年間 22日 まで]	1日あたり 12,000円 まで [年間 22日 まで]
手術 [支払限度額・回数]	1回あたり 15万円 まで [年間 2回 まで]	1回あたり 10万円 まで [年間 2回 まで]

! 保険期間中に補償内容（プラン等）の変更はできません。補償内容（プラン等）の変更は、ご継続時のみお手続き可能です。

保険金をお支払いできない主な場合

保険期間前に被った傷病 先天性異常等	<ul style="list-style-type: none"> ■保険期間が始まる前から被っていた傷病 ■保険期間が始まる前に既に獣医師の診断により発見されていた先天性異常
ワクチン等の予防接種 により予防できる病気	<ul style="list-style-type: none"> ■犬パルボウイルス感染症 ■犬ジステンパーウイルス感染症 ■犬パラインフルエンザ感染症 ■犬伝染性肝炎 ■犬アデノウイルス2型感染症 ■狂犬病 ■犬コロナウイルス感染症 ■犬レプトスピラ感染症 ■猫汎白血球減少症 ■猫カリシウイルス感染症 ■猫ウイルス性鼻気管炎 ■猫白血病ウイルス感染症 <p>※疾病の発症日とその予防措置の有効期間内であった場合および対象ペットの健康状態等の理由で予防措置を講じることができないと獣医師が判断したことが認められる場合を除きます。</p>
予防に関する費用等	<ul style="list-style-type: none"> ■予防目的の診療費・ワクチン接種費用 ※ワクチン接種が原因で生じた傷病に対する診療費を除きます。 ■フィラリア・ノミ・ダニ等の駆虫薬および薬剤投与等の処置に要する費用 ※傷病の治療に対してこれらの駆虫薬を用いる場合を除きます。
妊娠・出産、 身だしなみ・美容等	<ul style="list-style-type: none"> ■交配・妊娠・出産(早産、帝王切開、流産、人工流産を含みます)ならびにそれらによって生じた症状および傷病 ■去勢、避妊、歯石取り、歯切り・歯削り(不正咬合を含みます)、爪切り(狼爪の除去を含みます)、耳掃除、肛門腺しぼりおよびこれらに伴う処置ならびに乳歯遺残、停留睪丸、臍ヘルニア、そけいヘルニアに対する処置 ※他の傷病の治療の手段としてこれらの処置またはこれらに対しての処置を行った場合を除きます。 ■断耳・断尾および美容を目的とした処置
健康診断・代替医療等	<ul style="list-style-type: none"> ■健康体に行われる検査・健康診断等 ■中国医学(鍼灸を除きます)、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホメオパシー、温泉療法および酵素療法等の代替医療
健康食品・医薬部外品等	<ul style="list-style-type: none"> ■入院中の食餌に該当しない食物および療法食 ■獣医師が処方する医薬品以外のもの(サプリメント等の健康補助食品、医薬品指定のない漢方薬・医薬部外品等)
治療費以外の費用等	<ul style="list-style-type: none"> ■シャンプー剤(効果・効能、薬剤の種別を問わず、シャンプーの用途に用いられるもの)、イヤークリーナー ※動物病院内での処置に用いられた場合を除きます。 ■時間外診療費および往診料等の診察加算料(初診料・再診料・検査料・処置料・手術料等の基本の診療費に加算される費用)、ペットホテルまたは預かり料、散歩料、入浴費用(トリミング・グルーミング等に係る費用を含み、獣医師の指示により動物病院内で行われる薬浴に係る費用は除きます)、文書料、薬剤等の配達料、カウンセリング料、相談料、指導料、セカンドオピニオンおよびこれらと同種の費用 ■安楽死、遺体処置および解剖検査 ■マイクロチップの埋込費用
自然災害によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ■地震または噴火、これらによる津波、風水害等の自然災害によって被った傷病
保険契約者・被保険者の行為によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ■保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって被った傷病等

保険金をお支払いできない場合について詳しくは、「約款」をご確認ください。

☑ 保険期間

当商品の保険期間は1年です。補償開始日については保険証券等をご確認ください。

☑ 保険料と割引について

保険料はペットの種類・品種(体重)・年齢および補償割合により決定します。また、保険料は、所定の年齢層において、対象ペットの年齢が上がることにより毎年変わります。実際の保険料は条件により、次の割引が適用されます。

多頭割引

多頭割引は、ご契約時点*1で次の条件のすべてを満たす場合、2件目以降のご契約に適用されます。

- ▶ 割引対象商品を複数ご契約している場合
- ▶ 同一の保険契約者であることが確認できる場合

2件目以降のご契約に 次の割引を適用します。	契約数	2~3	4以上
	割引率	2%	3%



- ・ご契約後に契約数や契約内容が変更になっても、ご契約後の割引率は継続時まで変更になりません。
- ・1件目のご契約は割引が適用されません。*2ただし、補償開始日が同一となる契約が複数ある場合に限り、1件目にも割引を適用します。
- ・ご契約の解約、クーリングオフ等により、ご契約時点*1で他の契約の確認ができないなど、割引が適用されない場合があります。

*1 お申込みを当社にて受け付け、当社の審査が完了(引受承諾)した日をいいます。継続契約も同様とします。

*2 ご契約の順番は、補償開始日の早い順となります。

☑ 自動継続

すべてのご契約に「継続契約特約」を適用してお引受けしています。当社またはご契約者さまのいずれか一方より別段の意思表示がない限り、**ご契約は自動的に継続となります。**



自動継続できない場合や、商品改定等により保険料・補償内容・約款等が変更となる場合があります。その際は「継続契約についてのご案内」等にて別途お知らせします。

自動継続とは

補償内容や保険料の払込方法等を前年の保険契約の保険期間の末日と同条件の契約で継続することです。なお、**保険料は、所定の年齢層において、対象ペットの年齢が上がることにより毎年変わります。**

当社より、満期日の属する月の約3か月前に、継続契約の内容(補償プラン、保険料等)を記載した「継続契約についてのご案内」にてご契約者さまへお知らせします。満期日の属する月の前月10日までに、ご契約者さまによる解約のお手続きがない限り、前年の保険契約の保険期間の末日と同一の内容(保険料を除く)にて、ご契約は自動継続となります。



お手続きの期限を超過しますと、次年度契約が成立し、継続証が発行またはマイページ上で電子発行されますので、必ず「継続契約についてのご案内」に記載の期日までにお手続きをお願いします。

継続を希望される場合

お手続きは不要です。

補償プラン・払込回数等に変更がある場合は、「継続契約についてのご案内」の内容に従って期限までにお手続きください。

継続を希望されない場合

お電話または書面でのお手続きが必要となります。

「継続契約についてのご案内」の内容に従って期限までにお手続きください。

☑ 保険料の払込み

保険料の払込回数

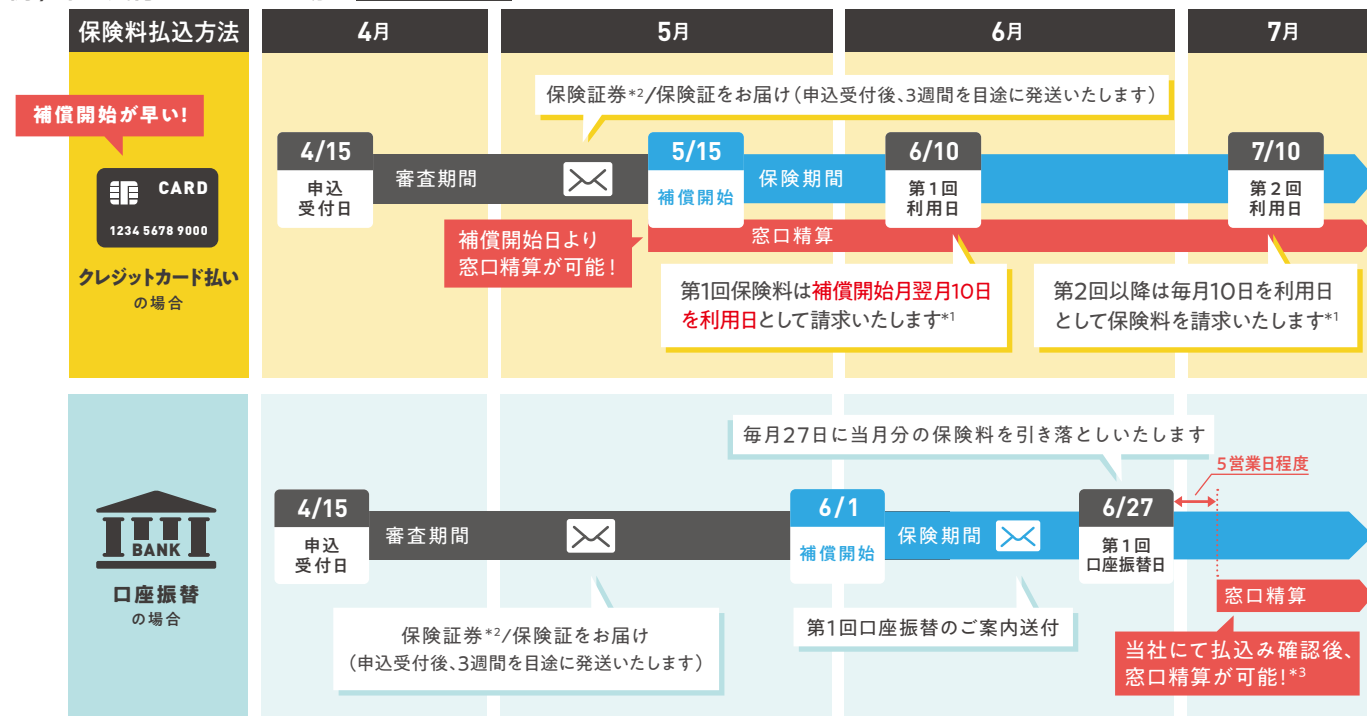
保険料の払込回数は、一括して払い込む「年払」または毎月払い込む「月払」からご選択いただけます。年間で払い込んでいただく保険料の総額は、「年払」の方が「月払」より約3%少なくなります。

保険料の払込方法

保険料の払込方法は、「クレジットカード払」と「口座振替」の2通りあり、それぞれ第1回保険料払込みスケジュールが異なります。

補償開始と保険料払込みスケジュール

例) 申込受付日が 4/15 の場合 払込回数: 月払



*1 実際のお客さまの口座からの引落日については、カード会社により異なりますので発行元カード会社へお問合せください。

手続きの状況によっては、第1、第2回保険料が補償開始月の翌月に2か月分合算で請求になる場合があります。

*2 約款・通知物等のペーパーレス化を選択された場合はお届けしませんので、マイページでご確認ください。

*3 当社にて第1回保険料の払込みの確認(口座振替日から5営業日程度)ができ次第、アイペット対応動物病院での窓口精算が可能となります。

※お申込内容に不備がある場合、上記スケジュールと異なる場合があります。

保険料の払込猶予期間等の取扱い

払込期日の翌日から払込期日の属する月の翌月末日までは、保険料の払込猶予期間となります。払込猶予期間を過ぎても保険料の払込みがなかった場合には、保険契約は解除または失効となります。

保険契約が失効となった場合、失効日からその日の属する月の翌々月末日まで(復活可能期間)は、当社の承諾を得て保険契約を復活することができます。



・払込猶予期間中の診療分の保険金請求については、未払込みの保険料の払込み確認後に保険金をお支払いします。

・失効日から復活した日までの間に、対象ペットが被災した傷病および発生した診療費については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

☑ 解除・失効と返還保険料

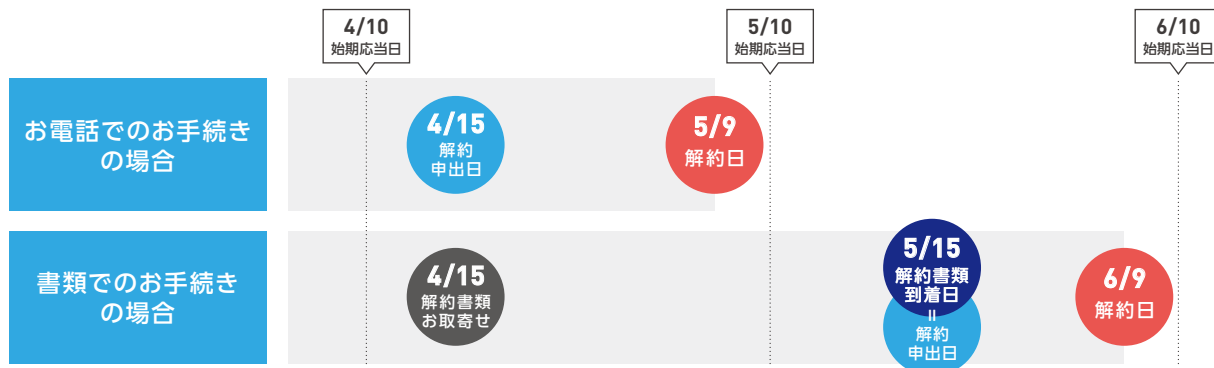
保険契約を解約（保険契約者のお申し出により、保険期間の途中で保険契約を解除すること）する場合はお電話または書面でのお手続きが必要となりますので、コンタクトセンターお客様総合ダイヤルまでご連絡ください。解約のお手続き方法や返還保険料についてご案内します。

解約日について

・解約日は当社に解約のお申し出をいただいた日（解約申出日）の、次に到来する始期応当日*の前日となります。書類でのお手続きの場合、解約申出日は解約書類が当社に到着した日となり、解約申出日の次に到来する始期応当日*の前日が解約日となります。

* 始期応当日とは、ご契約後の保険期間中に迎える毎月の補償開始日に相当する日（同じ日）のことです。

例) 補償開始日が1月10日の場合 → 始期応当日は毎月10日



解約のお手続きに際し、以下の事項にご注意ください。

- ・解約のお申し出をいただき当社が解約を受け付けた後は、解約の撤回ができません。
- ・解約日の翌日以降に発生した診療費については補償対象外となります。
- ・解約後に新たにペット保険への加入を希望される場合には、ペットの年齢や既往歴等によってはお引受けできない場合があります。

返還保険料について

保険料が年払の場合

領収した保険料より、既経過期間*に対応する短期料率によって計算した保険料を差し引いた額を、所定のお手続き完了後に返還します。なお、契約途中で解約された場合の返還保険料は、払い込んでいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。

* 既経過期間は月単位の期間となります。日単位ではないためご注意ください。

短期料率

既経過期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	1年まで
短期料率	30%	37%	43%	49%	56%	62%	68%	75%	81%	87%	94%	100%

保険料が月払の場合

返還保険料はありません。

⚠ 既経過期間に対応する保険料のうち未払込みの保険料がある場合は、その分を請求します。

☑ 対象ペットの死亡と返還保険料

対象ペットが死亡した場合は、保険契約は失効となります。なお、お電話または書面でのお手続きが必要となりますので、コンタクトセンターお客様総合ダイヤルまでご連絡ください。お手続き方法や返還保険料についてご案内します。

! 対象ペットが死亡した日を証明する書類(診療明細書・死亡診断書等)がある場合は、ペットが死亡した日からご契約が失効となります。ペットが死亡した日を証明する書類がない場合は、当社に死亡の申し出をいただいた日からご契約は失効となります。

返還保険料について

領収した保険料より、失効日からの未経過期間に対応する保険料を日割りをもって計算した額を、所定のお手続き完了後に返還します。既経過期間に対応する保険料のうち未払込みの保険料がある場合は、その分を請求します。

☑ 契約者情報等の変更

契約内容に変更があった場合は、インターネット上のマイページより変更のお手続きまたは変更に必要な書類のお取寄せをしていただくか、ご契約者さまからコンタクトセンターお客様総合ダイヤルまでご連絡ください。ご連絡がない場合は、継続契約についてのご案内等の各種ご案内ができないほか、保険金をお支払いできないこともありますのでご注意ください。

マイページとは？

ご契約者さま専用のインターネットサービスです。

契約内容の閲覧や連絡先情報・保険料払込方法の変更のほか、契約内容・保険金支払履歴の確認や継続契約の保険証に使用するペット写真の変更などが可能です。

マイページご登録方法

右記のマイページログイン画面よりユーザー登録してください。登録には有効なご契約の証券番号・ご契約者さまの生年月日・メールアドレスが必要となりますのでご準備ください。

アイペット マイページ 検索

<https://mypage.ipet-ins.com/>



※一部の変更手続き書類はコンビニエンスストアでもプリント可能です。(印刷代無料)
詳しくは当社のWEBサイトの「各種お手続きについて」にてご確認ください。

アイペット

検索



☑ 親族登録制度

保険契約者があらかじめ登録した登録親族による契約内容の照会、手続書類の請求および、当社による登録親族に対する契約者連絡先の開示等の手続きを通じて、保険契約者に対する適切なサポートを可能とするための制度です。

親族の登録について

登録親族の範囲	(1) 契約者の配偶者 (2) 契約者の3親等以内の親族 (3) その他当社の認める者	登録人数	1名のみ
【利用可能となる手続き】 登録親族	(1) 契約内容の照会 (2) 各種書類の送付依頼 (3) 各種手続き方法等に関する問合せ 等	【対応可能となる手続き】 当社	(1) 登録親族に対する、保険契約内容や契約者連絡先等の個人情報の開示 (2) 登録親族への連絡、および契約者連絡先の確認 等
登録方法	(1) 裏表紙記載のコンタクトセンターお客様総合ダイヤル、あるいはWEB 問合せ窓口へ、ご契約者さま、または被保険者さまよりお申し出ください。 ※ご契約者さま・被保険者さま以外からのお申し出は、承ることができません。 (2) ご契約者さまご本人から、「親族登録制度申込書兼変更・削除申請書」のご提出が必要になります。		

保険金のご請求について

保険金のご請求手続きについてご説明します。保険金のお支払い事由が生じた場合はもちろんのこと、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点がある場合につきましても、当社までお気軽にご連絡ください。

下記①～④の方を「被保険者」といい、保険金を請求することができます。

保険金を請求できる方

- | | |
|------------------------|--|
| ① 保険証券等記載の被保険者（記名被保険者） | ② 記名被保険者の配偶者
(内縁の相手方*1 および同性パートナー*2を含みます) |
| ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 | ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 |

*1 婚姻の届出をしていないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。

*2 戸籍上の性別が同一であるものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。

※内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者を含みます。

! 保険金請求者が未成年者の場合は、保険金請求の際に親権者の同意(署名)が必要となる場合があります。

保険金の計算例(70%プラン)

お支払いする保険金は、補償対象の診療費に補償割合を乗じた額と
通院・入院・手術1日(回)あたりの支払限度額のいずれか低い額となります。

3日間入院し、補償対象の診療費が6万円だった場合

$$60,000 \text{円} \times 70\% = 42,000 \text{円}$$

支払限度額

入院1日あたり30,000円まで
× 3日分 = 90,000円

当社がお支払いする保険金
= **42,000円**

支払限度額を超えていないため、補償割合を乗じた額の全額(42,000円)をお支払いします。

1日通院し、補償対象の診療費が2万円だった場合

$$20,000 \text{円} \times 70\% = 14,000 \text{円}$$

支払限度額

通院1日あたり12,000円まで

当社がお支払いする保険金
= **12,000円**

支払限度額を超えているため、支払限度の最高額(12,000円)をお支払いします。

※「予防費用」等、保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、P.3の「保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

☑ 保険金請求手続きの流れ

アイペット対応動物病院の場合 [窓口精算が可能]

動物病院の窓口で「保険証」
または「マイページ画面」を
提示してください

窓口での精算が可能かどうかを
対応動物病院にて確認します

OKの場合

お会計時に、保険による補償分を除いた
診療費のみをお支払いください
「窓口精算について」⇒P.10

NGの場合

直接請求してください
「直接請求について」⇒P.11

アイペット対応動物病院以外の場合 [直接請求のみ]

全国すべての動物病院での診療費*が保険の対象です。*補償対象外の診療費を除きます。

お会計時に動物病院へ診療費の
全額を一旦お支払いください

保険金請求書類一式を封書にて
郵送してください
「直接請求について」⇒P.11

書類到着後、30日以内に保険金をご指定
口座にお振込みします

アイペット対応動物病院とは…

動物病院の窓口で「うちの子」の保険証等を提示すると、保険による補償分を除いた診療費のみのお支払いとなる当社の提携動物病院のこです。

※アイペット対応動物病院は当社のWEBサイトで検索できます。

このステッカーが
目印です!



アイペット対応動物病院検索 検索

<https://www.ipetclub.jp/vh/>



❗ 保険料の払込方法が口座振替の場合は、第1回保険料の払込みの確認(口座振替日から5営業日程度)ができるまでは原則として窓口精算がご利用になれません。一旦窓口にて診療費の全額をお支払いいただき、当社まで直接ご請求ください。詳しくはP.11の「直接請求について」をご確認ください。

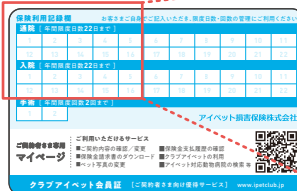
☑ 保険利用回数の管理について

被保険者さまご自身にて利用回数の管理をお願いします。保険をご利用になられた際には、保険証裏面の保険利用記録欄に診療を受けられた日付をご記入ください。

< うちの子保険証 >



オモテ



ウラ

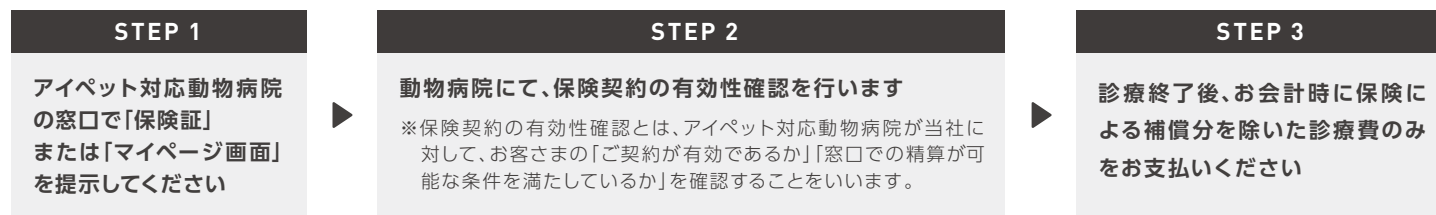
保険利用記録欄 記入例

保険利用記録欄		お客さまご自身				
通院 [年間限度日数22日まで]						
1/12	1/24	2/8	4	5		
12	13	14	15	16		
入院 [年間限度日数22日まで]						
3/10	2	3	4	5		
12	13	14	15	16		

❗ 動物病院では保険を利用した日数・回数の管理はしておりませんので、窓口精算の際には限度日数・回数にご注意ください。

☑ 窓口精算

アイペット対応動物病院において「保険証」等を提示して窓口精算を受けられた場合は、被保険者さまに代わってその対応動物病院が当社へ保険金を請求・受領することとなります。



保険金請求書類の記入・郵送の必要はありません。

※後日、診療内容に関して当社から照会をさせていただく場合や、動物病院でのお支払額との差額精算（追加でのお支払い・お受取り）が生じる場合があります。

※動物病院での窓口精算後、補償形態が変更になる場合がございます。

例) 「通院補償⇔入院補償」「入院・手術補償⇔入院補償」等(通院・入院・手術の定義についてはP2を参照ください)

窓口精算ができない場合は一旦診療費の全額をお支払いいただき、P.11の「直接請求」をお読みのうえ、ご請求ください。

窓口精算ができない場合の例

▶ 「アイペット対応動物病院」以外の動物病院で診療を受けた場合

▶ 「アイペット対応動物病院」の窓口にて保険契約の有効性確認ができない場合

- 例 ・被保険者さまが動物病院へ「うちの子」の保険証を持参し忘れ、マイページ画面も提示できない場合
- ・当社にて保険料の入金が確認できていない場合

※特に、口座振替の場合は、第1回保険料の払込みが当社にて確認できるまでの期間は窓口精算ができません。
窓口精算開始時期についてはP.5の「補償開始と保険料払込みスケジュール」をご確認ください。

▶ 他に提出書類が必要となる場合

- 例 適切にワクチンの予防措置をしていたにもかかわらず、予防措置の有効期間内で予防できる感染症の診療を受けた場合
- ※「ワクチン接種証明書」を添付のうえ当社へ直接ご請求ください。

▶ 保険金をお支払いできない場合

- 例 ・被保険者さまではない方が診療費を負担した場合
- ・支払限度日数(回数)を超えた場合 等

☑ 直接請求

全国すべての動物病院での診療費*が保険の対象です。*補償対象外の診療費を除きます。

動物病院の窓口で診療費の全額を一旦お支払いいただき、保険金請求書類を封書にて当社までご郵送ください。下表の必要な保険金請求書類および当社が必要に応じて求める書類が当社に到着した後、30日以内に保険金をお支払いします。
 なお、保険金をお支払いするために特別な確認・調査・照会等が必要となった場合は、次のとおりとします。

特別な調査や照会等が必要となる場合の事由	期間
保険金の算出に必要な事項等を確認するために、動物病院・検査機関その他の専門機関による診断・鑑定等の結果の照会が必要となる場合	90日
災害救助法が適用された災害の被災地域における、保険金の算出に必要な事項等の調査が必要となる場合	60日

必要な保険金請求書類	動物病院で診療明細書が発行される場合	動物病院で診療明細書が発行されない場合	書類入手方法	備考
保険金請求書兼同意書	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ・当社WEBサイトまたはマイページよりダウンロード ・コンビニエンスストアでのプリント* ・当社より郵送 	
診療明細書(原本) ※コピー不可	●		動物病院	下記の内容が記載されていることをご確認ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者氏名 ・ペットのお名前 ・動物病院情報(病院名・所在地・電話番号) ・診察日 ・診療項目(〇〇検査、〇〇薬など)とそれぞれの料金
領収証(原本) ※コピー不可		●	動物病院	動物病院等の記名・押印があることをご確認ください。
アイペット指定の診療明細書		●	<ul style="list-style-type: none"> ・当社WEBサイトまたはマイページよりダウンロード ・コンビニエンスストアでのプリント* ・当社より郵送 	動物病院にお持ちになり、獣医師等に記入していただけてください。

※文書発行・作成費用が発生する場合は、お客さまのご負担となります。

*コンビニエンスストアでのプリントは印刷代無料です。詳しくは当社のWEBサイトにてご確認ください。

当社WEBサイトはこちら ▶ <https://www.ipet-ins.com/>

マイページはこちら ▶ <https://mypage.ipet-ins.com/>

! ご提出いただいた診療明細書等の書類はご返却できませんのであらかじめご了承ください。文書発行・作成費用は、お客さまのご負担となります。

上記保険金請求書類の準備ができましたら、封書にて当社までご郵送ください。

書類送付先 〒209-8790 日本郵便株式会社 東京多摩郵便局 私書箱第35号 TOPPANエッジ(株)内 アイペット損害保険株式会社 保険金請求受付係 行

当社から保険金の支払いが完了した後、支払完了通知を送付します。

☑ ペット賠償責任特約

被保険者さまが管理している犬または猫が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、1事故につき500万円の範囲内で保険金をお支払いします。

※上記の損害賠償金のほか、当社の承認を得て支出した訴訟費用・弁護士費用なども補償します。



- ・保険期間中にこの特約を付帯または削除することはできません。
- ・次の場合には、この特約と補償が重複することがありますのでご注意ください。
 - ▶ 既にこの特約を付帯している他のご契約がある場合
 - ▶ 他の個人賠償責任保険等に加入している場合
- ・複数のペットを飼育されている場合で「ペット賠償責任特約」を付帯している保険契約を解約される際には、他のペットについても本特約の補償対象外となりますのでご注意ください。
- ・「ペット賠償責任特約」における被保険者については、責任無能力者は含まれません。

保険金をお支払いできない主な場合

損害賠償責任が発生しない場合

- ▶ ドッグラン参加中の犬同士の衝突の場合
ドッグラン参加中の犬同士の衝突により、飼い犬が他人の犬にケガを負わせた場合において、飼い主が動物占有者として相当の注意を尽くしていた場合は、衝突した犬の飼い主である被保険者さま側に過失責任が生じないことがあります。被保険者さまが法律上の損害賠償責任を負わない場合には、保険金のお支払いができません。
- ▶ ペットが被保険者さま以外の方の管理下にある場合
被保険者さま以外の方にペットを預け、その方の明らかな管理不足や過失によって事故が発生した場合、被保険者さまに法律上の損害賠償責任が発生しないことがあり、その場合は保険金のお支払いができません。

損害賠償責任が発生してもお支払いできない場合

- ▶ 被保険者さまと同居している親族に対する損害賠償責任
- ▶ 被保険者さまが所有・使用または管理する他人の財物（他人から預かっている物等）についての損害賠償責任
- ▶ ペット動物を使用して対価を得る職務の遂行に直接起因する損害賠償責任

「ペット賠償責任特約」の保険金をお支払いできない場合について詳しくは、「約款」をご確認ください。



その他、事故発生の実事関係が不明な場合は、保険金のお支払いができません。
例) 飼い猫が単独で屋外にいる間の事故で、それによる損害が被保険者さまの飼い猫が原因なのかが不明な場合

事故発生時のお手続き

損害賠償責任を負う可能性のある事故が発生した場合は、遅滞なくコンタクトセンターお客さま総合ダイヤルまでご連絡ください。損害賠償事故の受付と保険金請求手続きのご案内をします。また、事故の相手方（損害賠償請求者）と示談される場合も、示談締結前に必ずご連絡ください。



事前にご連絡がなく弁護士委任あるいは示談解決された場合は、負担された金額の一部または全部について保険金をお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

示談交渉について

ペット賠償責任特約においては、当社の担当者が被保険者さまに代わって、直接被害者等（損害賠償請求者）との連絡や示談交渉を行う等のいわゆる示談代行はできませんので、ご注意ください。損害賠償責任の有無・賠償額等について、担当者より被保険者さまにアドバイスをさせていただきます。

個人情報・制度について

☑ 個人情報の取扱い

当社の個人情報の取扱いについては以下のとおりとさせていただきます。

- ① 個人情報の適正な取得
当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。
- ② 個人情報の利用目的
当社は、取得した個人情報(個人番号および特定個人情報を除く)を、以下の目的に必要な範囲で利用します。
 - a. 損害保険業務および付帯・関連するサービスの販売・案内・提供(保険契約の引受審査、維持・管理、損害査定業務等)
 - b. 当社グループ会社・提携先企業とその関連会社・当社代理店・その他の当社が有益と判断した企業・団体等の商品・サービス・イベントキャンペーン・セミナー等に関する情報の案内
 - c. 市場調査およびデータ分析やアンケート等による保険商品や関連するサービス等の研究・開発
 - d. 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
 - e. お問合せ・依頼等への対応、その他お客さまとの取引を適切かつ円滑に履行するため
- ③ 個人データの第三者への提供
当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データ(個人番号および特定個人情報を除く)を提供しません。
 - a. 法令に基づく場合
 - b. 当社の業務遂行上必要な範囲で、保険代理店等の業務委託先に提供する場合
 - c. 第一生命ホールディングス株式会社および第一生命ホールディングスの子会社等および提携先企業とその関連会社との間で共同利用を行う場合
 - d. 損害保険会社等との間で共同利用を行う場合
- ④ 個人データおよび特定個人情報等の取扱いの委託
当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを外部に委託することがあります。当社が外部に個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託する場合には、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。当社では、例えば次のような場合に、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託します。
 - a. 保険契約の募集に関わる業務
 - b. 損害調査に関わる業務
 - c. 情報システムの開発・保守・運用に関わる業務
 - d. 支払調書等の作成および提出に関わる業務
 - e. 個人番号関係事務に関わる業務

当社の個人情報の取扱いに関する詳細はプライバシーポリシー (<https://www.ipet-ins.com/privacypolicy>) をご確認ください。

☑ 会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。当商品は「損害保険契約者保護機構」の対象となるため、引受保険会社が破綻した場合でも保険金・解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻後3か月間に発生した事故による保険金は100%補償されます。

☑ ご相談・苦情に関するお問合せ窓口

コンタクトセンター
お客さま総合ダイヤル

通話
無料

0800-919-1525

【ビジネスフォン・IP電話(有料)】03-4235-5339

【受付時間】月～土 9:00-18:00

※日・祝休日・年末年始はお休みさせていただきます。 ※サービス向上のため、通話内容を録音させていただきます。

WEBからの
お問合せ

当社WEBサイト内「各種お問合せ窓口」からお問合せください。▶

アイベット 問合せ

検索

<https://www.ipet-ins.com/contact/>



耳や言葉の不自由な
お客さま専用FAX窓口

通信
無料

0120-638-098

お問合せの際は、証券番号・契約者さまの氏名・生年月日・住所・返信先FAX番号をご記載ください。

※お客さまの通信料は無料です。※返信は月～金の10:00～18:00に行います。 ※土・日・祝休日・年末年始は返信をお休みさせていただきます。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル(通話料有料)】0570-022808

【受付時間】月～金9:15-17:00(土日・祝休日・年末年始を除く)

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。電話リレーサービス・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

E0558-08(24.01) 標2402-350(26.02)



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。